

災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定

三重県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県公安委員会が管理する交通信号機等の交通安全施設（以下「交通安全施設」という。）に災害による被害が発生した場合等に、甲と乙が協力して連絡調整を図り、速やかに調査及び緊急に復旧する工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、交通安全施設の被災状況の把握及び応急復旧工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「緊急に復旧する工事」とは、被害が生じた交通安全施設の応急復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び緊急に復旧する工事を実施する必要がある場合は、乙に別紙「要請書」により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった際は、甲に対して調査及び緊急に復旧する工事の施工が可能な事業者の情報を提供する等の協力をを行うものとする。

3 乙は、甲の要請により会員に対して必要な事項を指示するものとする。

（費用の精算）

第4条 甲は、乙の情報により、甲が事業者に発注し、実施した調査又は緊急復旧工事に要した費用について、三重県会計規則等に基づき精算を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 第3条に基づき、調査又は災害応急工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、

期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年3月15日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部長 斎 藤



乙 東京都台東区東上野一丁目21番4号

一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会
理事長 丹下 正

